

第17回 緑の市民委員会

会議録

1. 日時 平成22年12月17日(金) 10:00~12:00

2. 場所 市役所401, 402会議室

3. 出席者

(委員) 久委員長、 日高副委員長、 磯貝委員、 稲葉委員、 稲森委員、
大鋸委員、 川井委員、 川名委員、 倉地委員、 林原委員、
藤原委員、 山田委員、 村田委員、 井上委員、 庄司委員、

(事務局) 吉岡都市整備部長、前川みどり景観課長、杉本花のまちづくりセンター所長、
西本みどり景観課課長補佐、西川花のまちづくりセンター係長、
巽みどり景観課緑化推進係長、福山みどり景観課主査、坂東みどり景観課主任

4. 議事内容

(1) 開会

(2) (仮称)樹林地バンク制度について

(3) (仮称)市民の森制度について

(4) その他

【事務局】 開会

【日高副委員長】 久委員長が少し遅れるという連絡を受けているので、その間代行させていただく。まず、案件1の「樹林地バンク制度」と案件2の「市民の森制度」について、再度事務局から説明をお願いする。

【事務局】 資料1の説明

【事務局】 資料2の説明

【日高副委員長】 久委員長が到着されているので、交代したい。

【久委員長】 急用のため遅れて申し訳ない。案件について、一つひとつ皆さんに伺いたい。案件1の樹林地バンクについては、何度も審議いただいているので決着をつけていきたい。意見や質問は。

【川井委員】 樹林地の定義で、竹、いわゆる竹叢林はこの(制度の)中に包括されていると思うが、竹は木本植物の中には含まれていない。分類学上では独立したものであるため、文言の中に入れてはどうか。

【久委員長】 事務局の方は、加えるという前提か。

【事務局】 竹林も、竹が進出している混交林も含む。

【久委員長】 誤解のないように文言の訂正をお願いします。

【山田委員】 市内の緑を保全する方法として2つの方法が議論されている。私がもし地権者だとしたら、この二つの制度のどちらが良いかと考える。面積によって税の軽減措置がある方を利用したら良いのかなど、条件が違う。

【久委員長】 そのあたりが「縛り」ということに。税の軽減というのは、裏返せば税を投入していることになる。それなりの条件はつけていかないといけない。例えば「10年間売買ができない」ということ。10年間何もできないとなるとかなりの縛りになる。というのは、すぐに土地利用して転換できるのに、税をそこへ投入するのは公共性に欠ける。そのため、長い期間になっているのだ。

【井上委員】 縛りの中で売買ができないということ以外に、利用方法の変更もできないという解釈か。

【久委員長】 それは2番の問題なので、後に。

【井上委員】 では、樹林地バンクとして登録し、一年たって契約自体が満了する。その後一部分を樹林地バンクから外して建物を建て、残りの部分を樹林地バンクとして登録するというだけでも良いと思う。そういった方法なら、縛りがあっても使う人は使うのではないか。

【久委員長】 語弊があるかもしれないが、今回の制度は要綱で、議会にかけることはない。運用してみて都合が良くないところは随時変えていくことも可能。皆さんの意見を聞きながら少しずつ良くしていくという方法もあるのでは。

【山田委員】 緑を守る制度で現行の緑地保全がされている地区がある。道路から1～2m以内の管理は行政がしているが、その内部については自主的に住民がやっている。行政が持っている街区公園等にも管理が行き届いていないところがたくさんある。行政が持っている場所の管理が先ではないかと市民が言わないか。市民が参加する制度なのでいいが、もっと公園とか緑地に手を加えて欲しいという意見が出ないか。

【久委員長】 樹林地バンク制度というのは、「管理して欲しいという所有者」と「管理をしたいという団体」とを行政が繋ぐ制度。その役割と市有地の管理とは質が違う。きちんと説明できる。

【磯貝委員】 区分けして考えなければならない。行政が持っている樹林地と今、我々が守ろうとしている市街地の樹林地は異質なもの。市街地の民有地の緑をいかにして残すかに限定しておかなくてはいけない。

【久委員長】 他にご意見は。
先ほど川井委員から出ていた「竹林」が読めるように入れ、後は動かしながらより良い方向に持っていくということによろしいか。

【委員一同】 (了承)

【久委員長】 それでは早々に準備し、動かせる状態にさせていただきたい。

【林原委員】 実行する上で細則がいるが、事務局の方で作成していただきたい。これで全てではなく、運用規則みたいなものがある。

資料1の要綱について、第3条でグループは市内だけでなく市外も入ると解釈していいか。(活動が)非営利であることと書かれているが、昨今、会社のある部署が社会貢献や自然保護を目的としている場合がある。そういった団体も認めては。

【久委員長】 NPOの場合は既にそういった整理ができていて、営利団体の非営利活動も当然ある。その「団体の営利性、非営利性」と「活動の営利性、非営利性」は切り離して考えようというのが一般的。団体を見るのではなく、活動の性質を見て判断するという。細則の方は当然準備していただいている。

【事務局】 運用の手引きとして作成している。

【久委員長】 次に、2番目の「市民の森制度」についてどうか。

【山田委員】 この制度の方が面積も大きく、活動の中身も濃い。制度が着々と進んでいるというのはいいが、それを担う市民のボランティア団体の数がいまひとつ増えていない。団体の育成の方法を考えているか。事例はあるか。

【久委員長】 去年から開講している「花とみどりの楽校」もそのひとつ。卒業生たちが活動されている。

【山田委員】 数が少ない。

【林原委員】 寿大学のOBで作られている「にしき会」という団体、また、最近寿大学の在校生で「社会貢献部」という部を作られた。社会貢献なので範囲が広すぎるが、縁関係でも審議が進んでいると聞いている。これらとの連携というのもあると思う。

【山田委員】 いろいろと団体があるというのはわかっている。
箕面市のHPで見た「市民自主管理活動支援制度」とはどういう制度か。

【久委員長】 この制度と殆ど同じ。事務局も勉強して作っている。箕面市も実際に動いている樹林は一つくらいしかない。地権者の協力を得られないということ。箕面市の場合事務局はNPO。行政は側方支援をしているだけで、制度を動かすのは全部NPO。

【山田委員】 刈払機であるとか機材は提供されるのか？ 全部自分たちで調達するのか？

【久委員長】 いろいろなタイプがある。具体的な例は「山麓保全委員会」だが、いくつかの機材は自分たちで持っている。それを貸与するなどしている。

【山田委員】 団体として持つということか。

【久委員長】 活動支援の補助金もある。しかし、それぞれの団体が個々に機材を買えると認めてしまうと、補助金がいくらあっても足りないことに。機材は1ヵ所買って、貸与するしくみにした。
生駒市も市民活動支援がある。上手く組み合わせていき、活動支援をしていけるようにすればいい。これだけで全てというとなかなか大変でそこまで踏み出せない。

【山田委員】 私は運用の面で行き詰る気がする。動かないとわからないが。

【久委員長】 私も市民活動支援のNPO活動をしているが、ボランティア団体が育ってこない理由は、やりたいという方は色々なところにいるが、代表になってまとめていく方が少ないということ。どこかに入ってお手伝いしたいという方はたくさんいるが、代表がいないため新しい団体ができない。そして、資金面もなかなか大変でそこまで踏み出せない。

タイプは違うが、私もNPOの理事長をしている。いわゆる市民活動を応援するNPOで、最近いろいろな事業をするようになり、スタッフを10数名ほど雇わなくてはならなくなった。2,000万円ぐらいの事業を動かしている。行政の仕事は後(精算)払いになるため、資金繰りが難しい。金融機関から借金をしないと運営できないということで、200万円の借金をすることにした。聞くと連帯保証人は私で、200万円が帰ってこなければ、私が自腹を切らないとい

けない。金融機関では利息を取られるので、私が200万円を出すことにした。そこまでしないと、健全なNPOは運営できない。

【山田委員】 私たちも小さな団体を立ち上げた。当初は運用面で苦労した。自治会という大きな組織がお金を貸してくれたので、何とかできた。その点で生駒市は黎明期である。地主と市民の思いはよく伝わるが、「自分が汗を流してどういった活動をするか」という一歩前へ進むときの仕組みづくりは弱いと感じた。

【久委員長】 ここだけの問題ではなく、市民活動をどう応援するかというところも関わっている。

【事務局】 市全体としてボランティアの育成に対して「1パーセント支援事業」というのが出来る予定。市民税の1パーセントを自分の好きなボランティア団体、NPOに渡すことができる制度。議会が通れば、23年度から運用。活動してPRすればお金が入ってくるしくみで、成立すればいくらかの助けになる。

【山田委員】 それは来年度から？

【事務局】 23年度から。

【庄司委員】 何の1パーセントか？

【事務局】 市民税の1パーセント。税金を納める方の1パーセントがある団体に直接行くしくみ。

【庄司委員】 結構な額になる。

【事務局】 全員が希望したらそうなる。

【山田委員】 (緑の団体に)集中したらいい。緑の団体が何団体応募されるかということ。

【林原委員】 ふるさと納税も用途を限定される。指定される限りはそのように使われているはず。

【事務局】 ふるさと納税の場合は、項目が5つほど。その他「市長のおまかせ」と漠然としている。今回の場合は、直接NPOの活動に対してということになる。

【山田委員】 まずNPOを立ち上げないと。

【事務局】 ボランティア団体でも大丈夫。

【久委員長】 団体育成も別途準備しているということで、それも活用しながら頑張っていただきたい。他に、市民の森制度で何か。

【井上委員】 10年間売買はできないという項目があったが、土地の一部分に建物を建てるということもできなくなるのか。それなら相当の足枷になり、樹林地バンクの方を利用されることになるのか。

【久委員長】 売買ではなくて、自分が土地活用をするということ。

【事務局】 大きな影響が無い物なら可能。

【井上委員】 影響のある物と無い物をきちんと分ければ可能か。

【久委員長】 井上委員は自身のマンションを想定されている。例えば駐車場が足りないと全部を駐車場にし

てしまうのはだめだが、駐輪場や集会所を1つ増やすなどは可能ではないかということ。

【庄司委員】 この制度は発展していくと可能性が広がると考える。

【井上委員】 利用したい側にとってはどうなのかを考える。貸す側の人間がどう思うか。

【事務局】 井上委員のマンションに隣接する樹林は、マンションがある限り10年20年と残っている場所。10年間売買ができないというのは、残すための縛りではない。

今考えている制度は、市街地に残る開発や売買が自由にできる場所にストップをかける効果を期待するもの。

【磯貝委員】 残したい樹林地の中から民有地の庭とかマンションに隣接した樹林は全て外した。そのままにしておいても残るであろうということ。普通の山などを15箇所選んだ。その経緯があるので、マンションの隣接地は難しいのでは。

【川名委員】 市街化区域なので、完全に開発優先の場所。我々はそれを少しでも食い止めたいという気持ちがある。住環境の改善や促進という考えの中で生駒のイメージをアップしたい。基本的には開発でできたマンションや、住宅地の残地で残っている森。地主たちが利活用を考えているのはごく自然なこと。この制度が大きなステップになって生駒の特徴となればいい。井上委員のご意見は心配だが、ひとつの流れ。早く形にしていくことが大切。

【久委員長】 固定資産税の税額を聞いたが、(ある所有者は)年間90万円を支払っている(ある意味)奇特な方。しかし、今後払い続けていけるかは疑問で、その90万円を減免したい。しかし、税金のことなので公共性が問題になる。市民に開放するなら減免できるというのがこの「市民の森制度」の特徴。そこを踏まえて、これから議論していきたい。

【林原委員】 寺社林は宗教観が変わらない限り残るが、杜さんの場合は非常にあいまい。1~2年前の調査のとき、非常に大きな杜さんで、その中に家もあるところがあり非常に識別が難しかった。自分の代は残すが、次世代になるとわからないということも何件があった。このことから、杜さんを含めた樹林地でいいのでは。ただし、杜さんは「ほこら」のあるところがあり、触れないのではっきりそれが区分管理できる細則が必要。

【山田委員】 そこは、「歴史の森」ということで来年度検討するとのこと。

【久委員長】 これは、市民に活用いただくために整備をしていくということ。敷地の中に皆さんが入ってくるということになるので、そういう意味では使えないのではないかと。

【事務局】 杜さんについては、市街化区域内に残るものは5箇所ある。それ以外は市街化調整区域にある。規模的なものは大小あるが、寺社林を含め考えていきたい。杜さんについては、手を加えることはかなり難しい。市民の森として整備しようとするこすら難しい。

【村田委員】 対象になるところが杜さんであれば何かと困難がつかまとう。スタートとしては、その他の樹林地からしていくべき。

【久委員長】 提案のままでもいいというご意見。他にご意見は。

【林原委員】 土地所有者の項目で、所有者と管理者が違うというケースがある。その場合、貸借契約や転賃借契約も含めていただけるといい。三者関係の契約。

【久委員長】 一般宅地は、そういった場合があると思うが、樹林でそのような場合はあるか。今の場合は管理。問題になっているのは所有権と利用権のこと。管理を任せているというだけ

で問題になるか？ ということ。任せているならその方にずっと管理してもらえば良い。

問題となるならば、活用されているものが「市民の森」にすることによって阻害されるという時。そこで権利を主張されるケースがあるかイメージが湧かない。

【林原委員】 そこまで話をしていないためわからない。

【久委員長】 例えば、一般宅地で一部を店舗として活用されている場合は有り得る。しかし、樹林で具体的に権利を阻害するようなことが起こるのか。私自身はイメージし難い。

【林原委員】 大阪に住んでいて、管理だけこのあたりの方に頼んでいるという場合。下草刈りや剪定をされていると聞いている。

【久委員長】 その方が権利を主張されるか？ ということ。

【林原委員】 ヒアリングしてみないと・・・法的にもわからない。

【久委員長】 法的というか、管理している方が「私が管理しているのだから『市民の森制度』は困る」と言うかどうかという問題。

【磯貝委員】 想定の話をするときりが無い。運用しながら考えていけばよい。この制度に手をあげる人は地主か。「私の土地を提供します。」と。それとも市のほうから働きかけるのか。

【事務局】 市の方から「提供していただきたい」と働きかけたい。

【磯貝委員】 それなら、複雑なところは手をつけなければいい。

【事務局】 管理者と地主が違うということも聞いている。当然、両方に働きかけることにする。

【久委員長】 問題が発生したら、市民委員会を開いて相談することに。

【井上委員】 管理されているところより、無管理に近いところのほうが多い。市から働きかけて進めていくということで良い。

【林原委員】 目的欄のところ、樹林地バンクと同様に「緑の基本計画」という言葉を入れると整合性が取れ、何のためにやっているのかということがはっきりする。

【久委員長】 次回にはこの制度が「要綱」で出てくる。第1条の文言のところに基本計画の文字を入れていただく。

【磯貝委員】 問題は、ボランティア団体が「体力的に持つか持たないか」ということになる。

【事務局】 樹林地が決定した段階で、地元の住民の方々や自治会、学校区（学校、PTA）も含めて講習会（ワークショップ形式）を開く予定。樹林についての知識とか市民の森として利用する価値を学び、地元のボランティア組織を広げていきたいと考えている。

【久委員長】 2段階の管理となっている。最低限の管理は市がやり、日常の維持管理（ゴミや落ち葉の清掃）は地元がやるということにすればいい。

【山田委員】 日常管理でどこでも問題になっているのが、犬の糞。運用面でそのあたりをどうされるか。

【事務局】 公園などでもそういった問題はある。これは、マナーの問題。

【久委員長】 脱線話になるが、犬の飼い方の講習会がある。ブリーダーの方と話をしていると、外で糞をさせること自体がおかしいらしい。家の敷地内で糞をさせてから散歩に連れて行く。そして、毎日同じ時刻に連れて行くというのも良くないということ。そうすると、犬はこの時間にこの場所で糞をするということをインプットしてしまう。「連れまわす時間は毎日変えなさい」と教えられた。

【磯貝委員】 近くの公園で草が青々と茂っているところがある。近所の犬が皆そこで用を足すので、冬でも草が青いところがある。

【林原委員】 市民条例で迷惑条例というのがある。市有地に雑草がはびこらないようにとか犬猫の糞尿の迷惑、タバコのポイ捨てなど。この条例と連動して進めていけたらと思う。

【事務局】 9月議会で、「まちをきれいにする条例」というのができた。タバコのポイ捨てなどについて、罰金を取ることはできないが、条例違反になる。この場合は、公共空間ということになるので、それぞれの所管が判断するということになる。

【久委員長】 悪い方を考えたらいくらでも問題が出てくることになる。そのように考えるとなかなか一歩が出なくなる。運用してみて一つひとつ問題をクリアーしていくということがいい。ステップアップで行かざるを得ない。

先ほどの基本計画の文言を入れるということと、細則やパンフレットでどういうところを対象としているか明確に示すということが上がっていた。これを受けて議論が煮詰まったので、次回要綱を作成いただき最終確認ということになると思う。

それでは、その他で委員の皆様のご意見は、なければ、事務局のほうにいったんお返しする。

【事務局】 次回の日程は3月の中旬を予定している。決定し次第通知する。
案件は、「市民の森制度」の継続審議、「花と緑のわがまちづくり助成制度」についての審議。

【久委員長】 終了。